

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年9月10日（令和7年（行情）諮問第1036号）

答申日：令和8年6月26日（令和8年度（行情）答申第289号）

事件名：「中国人民解放军の作戦・戦闘資料集」が特定の開示請求において存在していた理由を示す文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月11日付け防官文第13642号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（5）（略）

（6）他に文書がないか確認を求める。

（略）

（7）（略）

（8）（略）

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「情報本部文書管理規則（平成18年情報本部達第10号）」（以下「先行開示文書」という。）を特定し、平成28年2月26日付け防官文第3281号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（以下「先行処分」という。）を行った。

その後、当該処分に対して異議申立てが提起され、先行処分を維持することが妥当である旨の意見を付し、情報公開・個人情報保護審査会（以下

「審査会」という。)に諮問したところ、平成29年6月28日付け情個審第2099号(平成29年度(行情)答申第121号)により、本件請求文書の開示請求につき、先行開示文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として情報本部の行政文書ファイル管理簿を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであるとの審査会の判断を得た。当該答申を踏まえ、同年7月24日付けの防衛大臣の決定により、本件対象文書を特定し、追加の開示決定等を行うこととした。

上記決定を踏まえ、令和7年6月11日付け防官文第13642号により、本件対象文書について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書及び先行開示文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和7年9月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 令和8年5月27日 | 審議 |
| ④ | 同年6月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、先行開示文書を特定し、開示する先行処分を行い、その後、本件対象文書を追加して特定し、開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、開示請求文言から「中国人民解放軍の作戦・戦闘資料集」が平成25年2月3日付けの別件開示請求において存在していた理由を示す文書の開示を求めるものと解し、先行開示文書の外、本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書及び先行開示文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び先行開示文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「中国人民解放軍の作戦・戦闘資料集」が2013年2月3日付けの開示請求（2013. 2. 5－本本B1094）において存在していた理由を示す文書。

2 本件対象文書

行政文書ファイル管理簿